

5 支援事業等

(1) 水田活用の直接支払交付金等

【令和5年度予算額 305,000 (305,000) 百万円】

<対策のポイント>

食料自給率・自給力の向上に資する**麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化**とともに、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携に基づいた低コスト生産の取組、畑地化による高収益作物等の定着**等を支援します。

<政策目標>

- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha、飼料用米9.7万ha〔令和12年度まで〕）
- 実需者との結びつきのもとで、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米：70万t、米粉用米：13万t〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 戦略作物助成

水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米**を生産する農業者を支援します。

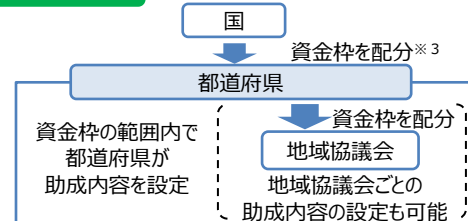
戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a※ ¹
WCS用稲	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a※ ²

2. 産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色を活かした**魅力的な産地づくりに向けた取組**を支援します。

産地交付金



- 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約	1万円/10a

5. 畑地化促進助成

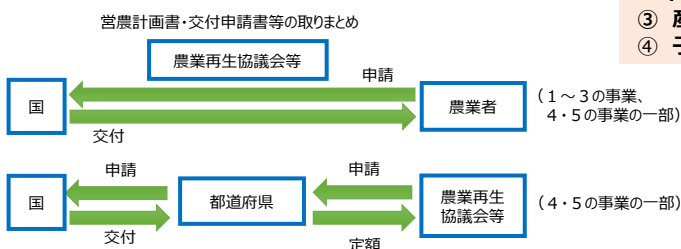
2,215百万円

水田を畑地化し、**高収益作物やその他の畑作物の定着**等を図る取組等を支援します。

畑地化促進助成（令和4年度補正予算と併せて実施）

- ① **畑地化支援**（高収益作物 : 17.5万円/10a※⁴
畑作物（高収益作物以外）※⁵ : 14.0万円/10a※⁶）
- ② **定着促進支援**
ア 高収益作物（2万円（3万円※⁷）/10a×5年間）（①とセット）
イ 畑作物（高収益作物以外）※⁵（2万円/10a※⁶×5年間）
- ③ **産地づくり体制構築等支援**
- ④ **子実用とうもろこし支援**（1万円/10a）

<事業の流れ>



<交付対象水田>

- ・ たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外
- ・ 現場の課題を検証しつつ、5年間で一度も水張り（水稲作付）が行われない農地は令和9年度以降は交付対象水田としない

- ※1：多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10a
- ※2：飼料用米の一般品種について、令和5年度については従来と同様。令和6年度から標準単価を段階的に引き下げ、令和8年度において標準単価6.5万円/10a（5.5～7.5万円/10a）とする。
- ※3：作付転換の実績や計画等に基づき配分
- ※4：令和5年度までの時限単価
- ※5：対象作物は、麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等
- ※6：令和4年度補正予算における単価
- ※7：加工・業務用野菜等の場合
- ※8：予算の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定

令和3年度水田活用の直接支払交付金の支払実績

- ・ 支払額は3,280億円で、令和2年度と比べて320億円増加。
- ・ 支払対象者数は29万6千件で、令和2年度と比べて約7千件減少。
- ・ 支払面積は、戦略作物（基幹作）全体で41万haと、令和2年度と比べて5千ha減少。

(1) 水田活用の直接支払交付金の支払額と支払対象者数

	支払額 (億円)	支払対象者数(件)			
		合計	個人	法人	集落営農
令和3年度	3,280	295,978	277,487	13,839	4,652
令和2年度	2,960	303,354	285,589	13,031	4,734
対前年度比較	320	▲7,376	▲8,102	808	▲82

ラウンドの関係で合計が合わない場合がある。

(2) 水田活用の直接支払交付金における戦略作物の支払面積 基幹作物

(単位:ha)

	麦	大豆	飼料作物	新規 需要米				加工用米	戦略作物 合計	(参考)		
					WCS用稲	米粉用米	飼料用米			そば	なたね	新市場 開拓用米
令和3年度	78,478	71,119	71,836	166,764	43,898	7,579	115,286	22,092	410,289	27,152	712	5,307
令和2年度	98,448	83,731	71,776	119,449	42,462	6,321	70,665	41,830	415,233	27,648	835	5,901
対前年度 比較	▲19,970	▲12,612	60	47,315	1,436	1,258	44,621	▲19,737	▲4,944	▲496	▲123	▲594

ラウンドの関係で合計が合わない場合がある。

- ・ 米粉用米及び飼料用米の数量払い分の対象面積、数量、平均単収については、
(ア) 米粉用米では、7千6百ha（対前年度：1千3百ha増）、
4万1千トン（対前年度：8千トン増）、547kg/10a
(イ) 飼料用米では、11万3千ha（対前年度：4万4千ha増）、
65万1千トン（対前年度：28万トン増）、575kg/10a

(3) 米粉用米、飼料用米(数量払い分)の支払面積、支払数量、平均単収※

(単位:ha、トン、kg/10a)

	米粉用米			飼料用米		
	面積	数量	単収	面積	数量	単収
令和3年度	7,567	41,426	547	113,105	650,779	575
令和2年度	6,312	33,299	528	68,789	370,779	539
対前年度比較	1,256	8,127	20	44,316	280,001	36

ラウンドの関係で合計が合わない場合がある。

注) 面積は、数量払いで交付した面積であるため、前記戦略作物の支払面積と異なっている。
数量は、農産物検査機関による数量確認を受けた数量、単収は上記「数量」/「面積」により算出。
数量払いの実績には、農産物検査を受けていない取組及び飼料用米を生もみで出荷又は利用する取組の面積及び数量は含まない。

(2) コメ新市場開拓等促進事業

【令和5年度予算額 11,000（－）百万円】

<対策のポイント>

需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換するため、**実需者との結び付きの下で、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用の専用品種）の低コスト生産等に取り組む生産者を支援**します。

<事業目標>

- 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 米粉用米の生産を拡大（米粉用米13万ha〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組支援 11,000百万円

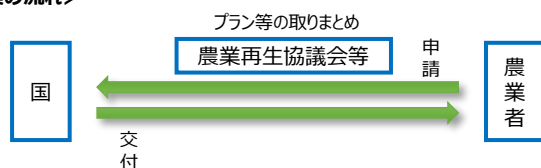
産地・実需協働プランに参画する生産者が、実需者ニーズに対応するための**低コスト生産等の技術導入を行う場合に、取組面積に応じて支援**します。

- ① **対象作物**：令和5年産の新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用の専用品種）
- ② **交付単価**：新市場開拓用米 4万円/10a
加工用米 3万円/10a
米粉用米（パン・めん用の専用品種）9万円/10a
- ③ **採択基準**：地域協議会単位で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、**予算の範囲内で採択**

<留意事項>

- ※1 令和5年産の基幹作が対象です。
- ※2 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有している必要があります。
- ※3 本支援の対象となった面積は、令和5年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（加工用米、米粉用米）及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分（新市場開拓用米）の対象面積から除きます。
- ※4 予算額のうち、33百万円を農業再生協議会等の事務費として計上しています。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【産地・実需協働プラン】

- ✓ 産地と実需者が連携し、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米について、需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画



実需者ニーズに応えるための 低コスト生産等の技術導入



【例】スマート農業
機器の活用



直播栽培



土壌診断に
基づく施肥

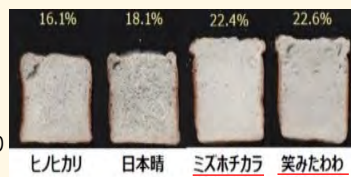
米粉用米（パン・めん用の専用品種）の例

（パン用の専用品種）

- ・ミズホチカラ
- ・笑みたわわ 等

（めん用の専用品種）

- ・亜細亜（あじあ）のかおり
- ・笑みたわわ 等



(3) 畑作物産地形成促進事業

【令和4年度補正予算額 30,000百万円】

<対策のポイント>

水田における畑作物の導入・定着により、水田農業を需要拡大が期待される畑作物を生産する農業へと転換するため、**実需者との結び付きの下で、麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこし等の低コスト生産等に取り組む生産者を支援**します。

<事業目標>

- 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組支援 30,000百万円

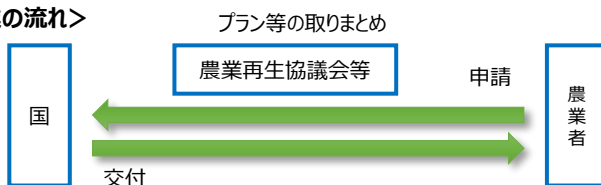
産地・実需協働プランに参画する生産者が、実需者ニーズに対応するための**低コスト生産等の技術導入や畑作物の導入・定着に向けた取組を行う場合に、取組面積に応じて支援**します。

- ① **対象作物**：令和5年産の麦、大豆、高収益作物（加工・業務用野菜等）、子実用とうもろこし
- ② **交付単価**：4万円/10a
- ③ **加算措置**：令和6年度に畑地化に取り組む場合、**0.5万円/10aを加算**（畑地化加算）
- ④ **採択基準**：地域協議会単位で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、**予算の範囲内で採択**

<留意事項>

- ※1 令和5年産の基幹作が対象です。
- ※2 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要です。
- ※3 麦、大豆、高収益作物については、加工用等の用途指定があります。
- ※4 本支援の対象となった面積は、令和5年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（麦、大豆、飼料作物（子実用とうもろこし））の対象面積から除きます。
- ※5 予算額のうち、90百万円を農業再生協議会等の事務費として計上しています。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【産地・実需協働プラン】

- ✓ 産地と実需者が連携し、麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこしについて、需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画

実需者ニーズに応えるための 低コスト生産等の技術導入



【例】スマート農業機器の活用



大豆300A技術



土壌診断に基づく施肥

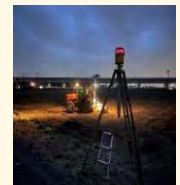
畑作物の導入・定着に向けた取組



【例】排水対策（明渠、暗渠）



土層改良（客土）



傾斜均平

(4) 畑地化促進事業

【令和4年度補正予算額 24,990百万円】

<対策のポイント>

水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）等に要する経費を支援します。

<政策目標>

- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1 畑地化支援

水田を畑地化して、**ア. 高収益作物**及び**イ. 畑作物（高収益作物以外）**の本作化に取り組む農業者を支援します。

2 定着促進支援

ア 高収益作物【拡充】

水田を畑地化して、高収益作物の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

イ 畑作物（高収益作物以外）【新規】

水田を畑地化して、高収益作物を除く畑作物麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

3 産地づくり体制構築等支援【新規】

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間の調整や土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

畑地化支援・定着促進支援

対象作物	1 畑地化支援 (※1, 2)	2 定着促進支援 (※3)
ア. 高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	17.5万円/10a	・ 2.0(3.0※4)万円/10a×5年間 または ・ 10.0(15.0※4)万円/10a (一括)
イ. 畑作物 (麦、大豆、飼料作物 (牧草等)、子実用 とうもろこし、そば等)	14.0万円/10a	・ 2.0万円/10a×5年間 または ・ 10.0万円/10a (一括)

- ※1 畑地化の取組は、交付対象水田から除外する取組を指す（地目の変更を求めるものではない）
- ※2 令和5年度における取組が対象
- ※3 令和4年度または5年度において、畑地化した面積全体が対象
- ※4 加工・業務用野菜等の場合

産地づくり体制構築等支援

① 産地づくりに向けた体制構築支援【新規】

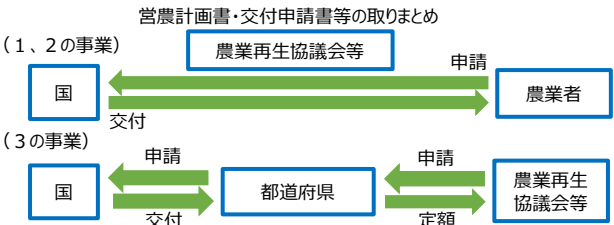
畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整（現地確認や打合せなど※5）に要する経費を支援（定額（1協議会当たり上限300万円））

- ※5 畑地化（交付対象水田からの除外）に際しては、**借地の場合には、賃借人（耕作者）が土地所有者の理解を得ることが必要。**地域再生協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者に対する理解の醸成等の取組を進めていくことが重要。

② 土地改良区決済金等支援【新規】

令和5年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援（定額（ただし上限25万円/10a））

<事業の流れ>



留意事項：農業者単位等で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択。

(5) 小麦・大豆の国産化の推進

【令和5年度予算額 90（100）百万円】
（令和4年度補正予算額 14,361百万円）

<対策のポイント>

産地と実需が連携して行う**麦・大豆の国産化を推進**するため、ブロックローテーションや営農技術・機械の導入等による**生産性向上**や**増産**を支援するとともに、国産麦・大豆の安定供給に向けた**ストックセンターの整備**や**新たな流通モデルづくり**、更なる利用拡大に向けた**新商品開発**等を支援します。

<事業目標> [平成30年度→令和12年度まで]

- 小麦生産量の増加（76万t→108万t）
- 大麦・はだか麦生産量の増加（17万t→23万t）
- 大豆生産量の増加（21万t→34万t）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 国産小麦・大豆供給力強化総合対策

- 生産対策（麦・大豆生産技術向上事業）**
麦・大豆の増産を目指す産地に対し、水田・畑地を問わず、**作付けの団地化、ブロックローテーション、営農技術の導入**等を支援します。
- 流通対策**
 - 麦類供給円滑化事業**
国産麦を**一定期間保管**することで安定供給体制を構築する取組を支援します。
 - 新たな麦・大豆流通モデルづくり事業**
麦・大豆の流通構造の転換に向けた**新たな流通モデルづくり**を支援します。
- 消費対策（麦・大豆利用拡大事業）**
国産麦・大豆の利用拡大に取り組む食品製造事業者等に対し、**新商品開発**やPR、**マッチング**等を支援します。

生産対策



営農技術の導入
（定額）



農業機械の導入
（1/2以内）



乾燥調製施設の整備
（1/2以内）

流通対策



- ・ストックセンターの整備（1/2以内）
- ・一定期間の保管（定額、1/2以内）

2. 産地生産基盤パワーアップ事業のうち

国産シェア拡大対策（麦・大豆）

産地と実需が連携して国産麦・大豆の取扱数量を増加させる取組を推進するため、増産に資する**農業機械や乾燥調製施設の導入**、不作時にも安定供給するための**ストックセンターの整備**、国産麦・大豆の利用拡大に向けた**食品加工施設の整備**等を支援します。

消費対策

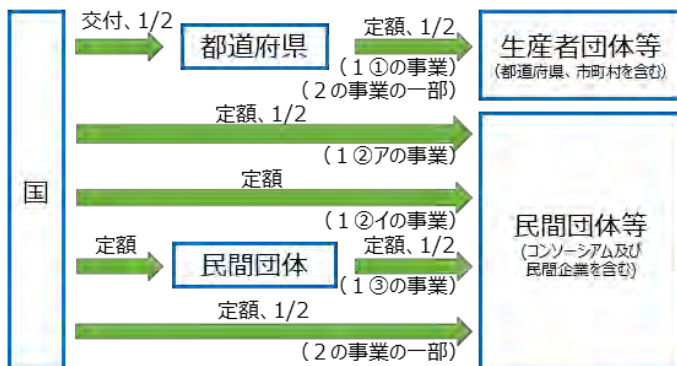


- ・新商品の開発（定額、1/2以内）
- ・加工設備・施設の導入（1/2以内）



麦・大豆の国産化を一層推進

<事業の流れ>



※本事業は申請内容を踏まえて審査し、予算の範囲内で補助対象者が決定される補助事業です。

(6) 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

【令和5年度予算額 198,433（205,806）百万円（所要額）】

諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物（麦、大豆等）について、引き続き生産コストと販売額の差に相当する額を直接交付。

(1) 支援内容（数量払）（注：令和5～7年産の交付単価）

① 麦類

品質区分（等級）		1等又は1等相当				2等又は2等相当			
ランク		A	B	C	D	A	B	C	D
小麦 パン・中華麺用品種 (円/60kg)	課税事業者向け単価	7,860	7,360	7,210	7,150	6,700	6,200	6,050	5,990
	免税事業者向け単価	8,270	7,770	7,620	7,560	7,110	6,610	6,460	6,400
小麦 上記以外 (円/60kg)	課税事業者向け単価	5,560	5,060	4,910	4,850	4,400	3,900	3,750	3,690
	免税事業者向け単価	5,970	5,470	5,320	5,260	4,810	4,310	4,160	4,100
二条大麦 (円/50kg)	課税事業者向け単価	5,870	5,450	5,330	5,280	5,010	4,590	4,460	4,410
	免税事業者向け単価	6,220	5,800	5,680	5,630	5,360	4,940	4,810	4,760
六条大麦 (円/50kg)	課税事業者向け単価	5,210	4,790	4,660	4,610	4,180	3,760	3,640	3,590
	免税事業者向け単価	5,510	5,090	4,960	4,910	4,480	4,060	3,940	3,890
はだか麦 (円/60kg)	課税事業者向け単価	9,220	8,720	8,570	8,480	7,650	7,150	7,000	6,920
	免税事業者向け単価	9,750	9,250	9,100	9,010	8,180	7,680	7,530	7,450

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分
A～Dランク：たんばく質や白度（大麦・はだか麦）の含有率等の違いで区分

② 大豆

品質区分（等級）		1等又は1等相当	2等又は2等相当	3等又は3等相当	品質区分（等級）		合格又は合格相当
普通大豆 (円/60kg)	課税事業者向け単価	10,360	9,670	8,990	特定加工用大豆 (円/60kg)	課税事業者向け単価	8,310
	免税事業者向け単価	10,770	10,080	9,400		免税事業者向け単価	8,720

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分
特定加工用：豆腐・油揚げ、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

③ そば

品質区分（等級）		1等又は1等相当	2等又は2等相当
そば (円/45kg)	課税事業者向け単価	17,180	15,070
	免税事業者向け単価	18,010	15,900

等級：容積重の違いや被害粒の割合で区分

④ なたね

品質区分（品種）		キザキノナタネ キラリボシ ナナシキブ きらきら銀河 ペノカのしずく	その他の品種
なたね (円/60kg)	課税事業者向け単価	7,720	6,980
	免税事業者向け単価	8,140	7,400

⑤ てん菜

品質区分（糖度）		←(+0.1度ごと) 16.6度 →(▲0.1度ごと)
てん菜 (円/t)	課税事業者向け単価	+62円 5,070 ▲62円
	免税事業者向け単価	+62円 5,290 ▲62円

糖度：てん菜の重量に対するしょ糖の含有量

⑥ でん粉原料用ばれいしょ

品質区分（でん粉含有率）		←(+0.1%ごと) 19.6% →(▲0.1%ごと)
でん粉原料用ばれいしょ (円/t)	課税事業者向け単価	+64円 14,280 ▲64円
	免税事業者向け単価	+64円 15,180 ▲64円

でん粉含有率：ばれいしょの重量に対するでん粉の含有量

(2) 支援内容（面積払（営農継続支払））

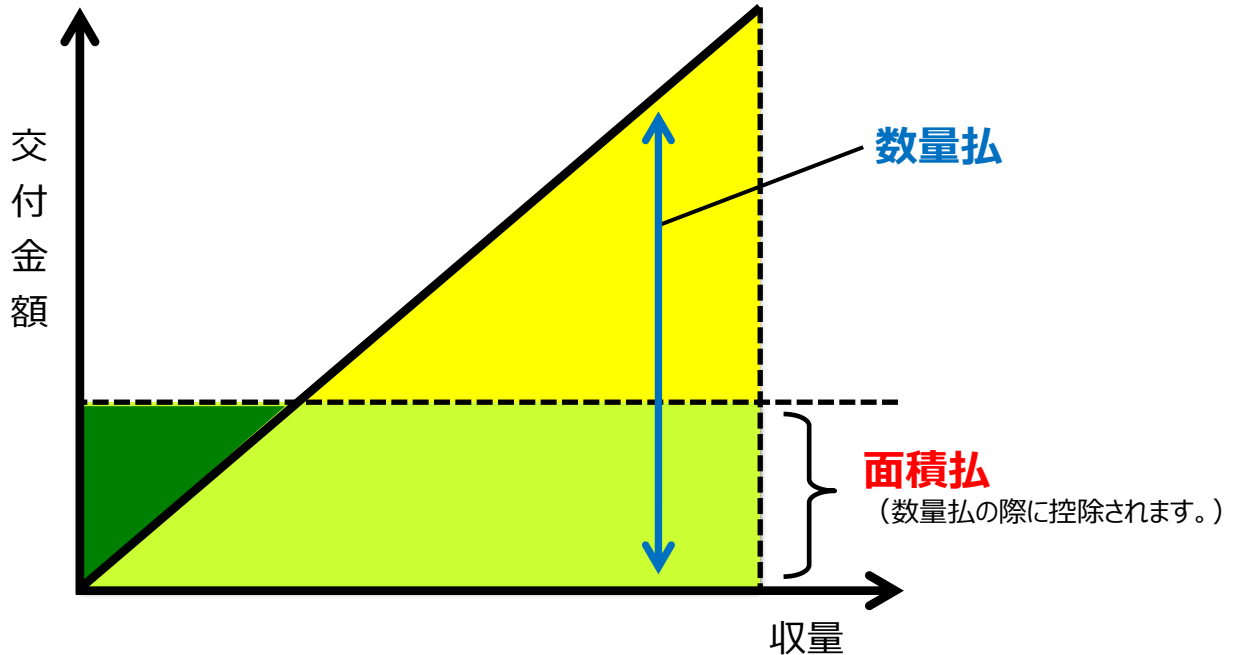
① 交付対象面積

当年産の作付面積に応じて交付

② 交付単価

10a 当たり2万円
※「そば」は、10a 当たり1万3千円

③ 数量払と面積払との関係



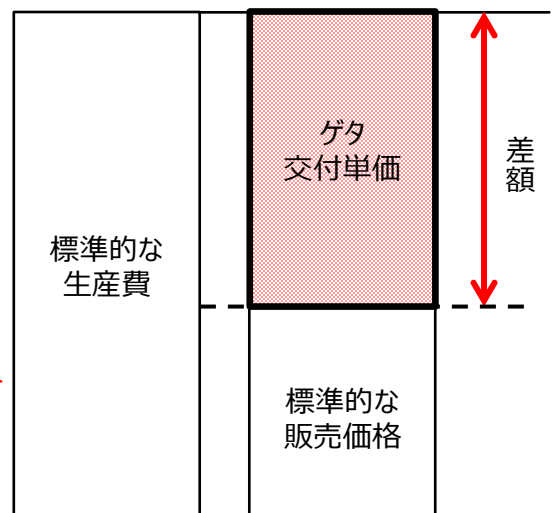
交付対象者

認定農業者、集落営農、
認定新規就農者
(いずれも規模要件はありません。)

対象作物

麦、大豆、そば、なたね
※麦芽の原料として使用される麦（ビール用等）、
黒大豆、種子用として生産されるものなどは対象外
てん菜、でん粉原料用ばれいしょ
※北海道産のみ

交付単価のイメージ



(7) 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

【令和5年度予算額 52,765（68,345）百万円
（所要額）】

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）は、農家抛出を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための保険的制度です。

農業者の米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計（当年産収入額）が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

(1) 交付対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者
（いずれも規模要件はありません）

※ 集落営農の要件は、2要件（組織の規約の作成、対象作物の共同販売経理の実施）に緩和し、「農業経営の法人化」及び「地域における農地利用の集積」については、市町村が確実に実行されると判断するものとします。

(2) 対象農産物

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

【10a当たり標準的収入額とは】

通常年に想定される収入額として、前年産以前5か年の収入額のうち、最高年と最低年を除いた3か年の平均収入額で、品目ごと、地域ごとに計算しています。各年産の収入額は、米であれば、地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、地域の実単収を乗じて算出します。

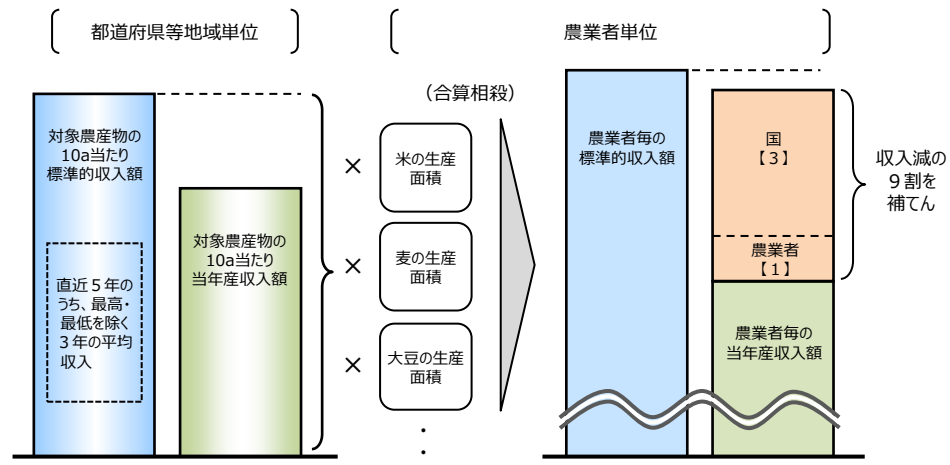
【10a当たり当年産収入額とは】

当年産の収入額として、品目ごと、地域ごとに計算しています。当年産の収入額は、米であれば、当年産の地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、当年産の地域の実単収を乗じて算出します。

(3) ナラシ対策の仕組み

$$\text{補てん額} = (\text{標準的収入額} - \text{当年産収入額}) \times 0.9$$

- 補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。
- このため、補てんを受けるには、農業者からの積立金の抛出が必要となります。
- 補てん後の積立金の残額は、翌年産へ繰り越されるため、掛け捨てとはなりません。



(4) 収入保険との関係

- 農業者は、収入保険かナラシ対策のどちらかを選択して加入することができます。